

年	15.9.6
	480

總務局長

勞秘 第一九七一號

大正十五年九月五日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 浜口 雄 幸 殿
 社會局長 宮長 岡隆一郎 殿
 京都大阪神奈川兵庫警知
 福岡 各 府 縣 知 事 殿

細井鑛工場労働争議ニ関スル件(第七報一)
 首魁争議ハ其後依然罷業ヲ繼續シ争議固陋ハ工場
 卜大信銀行卜金融関係ヲ記シタル既報印刷物ヲ以テ長

君の警官を勤負するに要する費用は盡く私等国民の負担する
 所であり代々格差が細井に盡く忠節の莫大な費用は之と
 ことく此は諸君の尊い血と汗の結果である
 町民諸君よ！一資本家の中微塵か大切か？
 数多名の労働者の生命か大切か？
 官憲の暴行は何を為るか？ 注視せよ！
 日本労働組合評議會 金属労働組合 本部